

## 『第 37 回 講演会のご案内』 (Web 配信・視聴無料)

一般財団法人 大阪府宅地建物取引士センター主催

大阪府宅地建物取引士センターでは、これまで宅地建物取引士はもとより、広く消費者の方々を対象に不動産に関する法令改正や税制改正等について「講演会」を開催してまいりました。

今回は、テーマを「不動産取引をめぐる最近の裁判例と取引上のポイント PART 3」として、下記のとおり開催します。

### 記

テーマ	「不動産取引をめぐる最近の裁判例と取引上のポイント PART 3」 【講義事例】 <ul style="list-style-type: none"><li>・ハウスクリーニング特約は有効と認められ、また、貸主は借主に実施した報告をする義務はないとした事例（東京地裁令和 3 年 11 月 1 日判決）</li><li>・就職希望者へのマンション購入の勧誘について消費者契約法第 4 条の困惑により契約取消しが認められた事例（東京地裁令和 4 年 1 月 17 日判決）</li><li>・貸主より定期借家契約締結の全面的委託を受けたが事前説明手続を適切に行わなかった媒介業者に賠償責任が認められた事例（東京地裁令和 6 年 1 月 29 日判決）</li></ul> 他 3 事例（予定）
講師	弁護士 岩本 洋 氏（大阪弁護士会所属）
動画配信期間	令和 7 年 9 月 21 日（日）～9 月 30 日（火） * 講義時間約 90 分 ※この期間内にいつでもご視聴いただけます。 録画配信となりますので、ご質問はお受けできません。
参加費用	無料
定員	300 名
申込受付期間	令和 7 年 8 月 27 日（水）～9 月 17 日（水）
申込方法	下記リンク先の「受講申込フォーム」からお申込ください。 【受講申込フォーム <a href="https://ws.formzu.net/fgen/S2387182/">https://ws.formzu.net/fgen/S2387182/</a> 】 ※後日、視聴用の URL 及び ID・パスワードをメールで配信しますので、E メールアドレスはお間違いのないよう正確に入力してください。 ※ご入力いただいた申込内容は当センターが保管し、申込状況等の統計データ及び今後の開催案内に利用させていただく場合がありますので、ご了承ください。
問合せ先	一般財団法人 大阪府宅地建物取引士センター 〒540-0036 大阪市中央区船越町 2-2-1 大阪府宅建会館 3 階 TEL06-6940-0641(総務課・講演会担当)